

指定金融機関の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本悦次

指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び同施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき、町田市公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。

- 1 指定金融機関 株式会社 きらぼし銀行
- 2 指 定 期 間 2023年7月1日から2025年6月30日まで